(d) 四年目については、三千七十八メートル・トン
(e) 五年目については、三千二百三十三メートル・トン
(f) 六年目については、三千三百八十九メートル・トン
(g) 七年目については、三千五百四十四メートル・トン
(h) 八年目については、三千七百メートル・トン
(i) 九年目については、三千九百二十九メートル・トン
(j) 十年目については、四千百五十八メートル・トン
(k) 十一年目については、四千五百二メートル・トン
(l) 十二年目については、四千八百四十六メートル・トン
(m) 十三年目については、五千百九十メートル・トン
(n) 十四年目以降の各年については、その前年の発動水準に四百五十八メートル・トンを加えたもの

2　「SG4***」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第一款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a) 一年目から三年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき七十五円
(b) 四年目から八年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき四十五円
(c) 九年目から十三年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき三十円
(d) 十四年目以降については、

(i) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、従価税の部分について当該前年のものを二パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき四円引き下げたもの

(ii) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとった場合には、従価税の部分について当該前年のものを一パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき二円引き下げたもの

3　この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4　日本国は、日EU経済連携協定附属書二―A第三編第C節第六款の規定に基づく農産品セーフガード措置が同款4の規定に従って適用されなくなる場合には、その後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5　この協定が効力を生ずる年が十二箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年について「SG4***」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し1に定める発動水準に、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第七款　オレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款2の規定に従い、5に規定する場合を除くほか、日本国の表の「注釈」の欄に「SG5」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、英国からの当該原産農産品及び日EU経済連携協定第二・五条1に定義する「原産農産品」であって、日EU経済連携協定附属書二―A第三編第C節第七款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG5」を掲げる品目に分類されるものの各会計年度の十二月一日から三月三十一日までの間の輸入数量の合計が二千メートル・トンを超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

2　「SG5」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第一款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a) 一年目及び二年目については、二十八パーセント
(b) 三年目から五年目までについては、二十パーセント

3　この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4　日本国は、五年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5　この協定が効力を生ずる年が四箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される1に定める発動水準については、二千メートル・トンに、分母を四とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第八款　競走馬についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、日本円で表示される一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発動価格の九十パーセント未満である場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。当該発動価格については、4の規定に従って合意される価格又は4の規定による発動価格に関する特定の合意が存在しない場合には千七十万円とする。

2　「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第一款3(c)に規定する関税率については、第A節1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品について決定される関税率に次のものを加えたものとする。

(a) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の十パーセントを超え四十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第A節1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の三十パーセント

(b) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の四十パーセントを超え六十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第A節1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の五十パーセント

(c) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の六十パーセントを超え七十五パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第A節1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の七十パーセント

(d) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の七十五パーセントを超える場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第A節1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の百パーセント

3　日本国は、十三年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

4　英国の要請があった場合には、日本国及び英国は、この款に定める農産品セーフガード措置の運用について協議を行うものとし、また、発動価格を定期的に評価し、及び改定することについて相互に合意することができる。